

## 論文

## 近世スウェーデン漁業政策の展開

一魚群到来以前の漁業振興施策の展開を中心にー

齊藤 豪大

## 《要約》

本稿の目的は17世紀中葉から18世紀前半にかけて展開されたスウェーデン漁業政策の一端を明らかにすることにある。とりわけ、同時期に発布された漁業法令や港湾法令の分析を通じて、水産業に対する奨励施策の問題やスウェーデン周辺海域での漁業行為をめぐる問題について上記の法令でどのように取り扱われていたのかを考察した。

1658年のロスキレ条約以降に全国的な漁業法制の整備を進めていったスウェーデンは、水産業の発展を目的として漁業事業者・従事者に対して様々な優遇策を行っていった。一方、漁村における治安維持や水産加工品の品質管理に関する法規制の制度設計を行い、王国内における漁業行為の統御を本格的に進めていくこととなった。これらの施策は「スウェーデン人による漁業」の発展を目的とするものであり、18世紀中葉に発生した水産資源変動後の漁業政策にも大きな影響を与えることとなった。

## 目次

はじめに

## 1. 大國時代におけるスウェーデン漁業政策

(1) 1666年のニシン漁業法

(2) 1669年の港湾法令

## 2. 大北方戦争後における漁業政策の展開

(1) 1724年の漁業法令

① イングランド沿岸域における規定事項

② デンマーク沿岸域における規定事項

③ バルト海における規定事項

(2) 1726年の港湾法令

(3) 1734年王国法における漁業の取扱い

おわりに

## はじめに

17世紀スウェーデンは、いわゆる「大国時代（1618-1718, Stormaktstiden）」と呼称されるようにスウェーデン史上最大版図を形成する時期であり、1660年のコペンハーゲン条約をもって「バルト海帝国（Östersjöväldet）」を現出させることとなった。その2年前の1658年には、第1次カール・グスタフ戦争（1657-1658）の講和条約であったロスキレ条約が締結され、デンマーク領であったスコーネ（Skåne）地方はスウェーデンに割譲されることとなった<sup>1</sup>。中世以来この地方は、北ヨーロッパ有数の漁場の一つであり、1660年から1680年にかけては同地の沿岸にニシンの魚群が到来した<sup>2</sup>。

17世紀中葉におけるヨーロッパの水産物取引市場では、オランダの「大漁業（de Groote Visscherij）」による高品質の塩漬けニシンが大きな影響力を持っている状況にあった。このニシンは北海・バルト海諸国へと輸出され、穀物とともに共和国経済を支える重要商品となった<sup>3</sup>。オランダの漁獲・加工技術は周辺国にとって参照すべき「模範」とされ、そのシステムやノウハウを取り入れるために各地では様々な試みが行われていった<sup>4</sup>。スウェーデンにおいても、オランダ人を始めとした外国人によるノウハウが次第に流入することとなり、17世紀後半以降、水産業が発展する上での素地が次第に形成されることとなった。

一方、同時期のスウェーデンにおいては、漁業に関する全国的な法的枠組が整備されていない状況にあり、17世紀半ばのスウェーデンはそのような漁業政策に関するノウハウも含めて発展途上にあつた<sup>5</sup>。そして、既述にあるような漁業振興の機運が高まる中で、王国政府による漁業部門の管理体制、とりわけスウェーデン西岸地域での漁業に対する整備が急務となったのである。そして、1666年にはニシン漁とニシンの加工に関する管理や指導に関して規定した「ニシン漁業法」が發布され、王国政府としての方針が明確に打ち出されていった<sup>6</sup>。この法律を通じて、ユーテボリ（Göteborg）やマーシュトランド

---

1 スコーネ割譲と「バルト海帝国」に関する問題については以下の文献を参照のこと。古谷大輔「バルト海帝国の集塊と地域の変容—スコーネの編入とスコーネ貴族の戦略」、古谷大輔、近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016年、136-157ページ。

2 中世から近代にかけてスウェーデン沿岸で確認されている主な魚群出現は、主に1556年～1589年、1660年～1680年、1747年～1809年、1877～1906年の4つである。H. Alexandersson, L. Bornmalm, & T. Nilson, “5. Fiske”, i S. Ekström, L. Müller, & T. Nilson, red., *Sjövägen till Sverige: Från 1500-talet till våra dager*, Universus Academic Press, Malmö, 2016, s. 173.

3 B. Poulsen, *Dutch Herring: An Environment History, c. 1600-1860*, Aksant, Amsterdam, 2008; J. d. Vries, & A. v. d. Woude, *The First Modern Economy: Success, Failure and Perseverance of the Dutch Economy, 1500-1815*, Cambridge University Press, Cambridge; New York, 1997, [大西吉之／杉浦未樹訳『最初の近代経済：オランダ経済の成功・失敗と持続力1500-1815』名古屋大学出版会、2009年]。

4 B. Poulsen, “Imitation in European Herring Fisheries, c. 1550-1860”, *Scandinavian Journal of History*, Vol. 41, No. 2, 2016, pp. 185-207.

5 Alexandersson, Bornmalm, & Nilson, 2016, s. 173.

6 Sverige. Kungl. Maj:t, Kongl: Mayst:tz Placat och Påbudh, Angående ett Reglement, som widh Sillefisket i acht tagas och observeras skal. 13, Ocktobris, 1666, (以下, Sverige. Kungl. Maj:t, 1666)。

(Marstrand) といったスウェーデン西岸の港湾が漁業拠点港として次第に整備されていった<sup>7</sup>。このように、ロスキレ条約締結に端を発する17世紀中葉以降におけるスウェーデン漁業と漁業政策をめぐる変化は、近世スウェーデン漁業における転換点であったということはスウェーデン漁業史研究における共通の理解とされている<sup>8</sup>。

これまでの研究史を概観した際に、近世スウェーデン漁業の展開過程についてはハネソンの研究からその概況をうかがい知ることができる<sup>9</sup>。しかし、この研究を除けば、スウェーデン漁業史研究における枢要な論点となっていたのは、18世紀中葉にボーヒュースレーン (Bohuslän) 沿岸に到来したニシンによってスウェーデン漁業、あるいは北ヨーロッパ漁業経済構造がどのように変容していったのかという問題であった。これまでも、ハネソンの研究を嚆矢として主にユーテボリ・ボーヒュースレーン史の観点から検討した研究、あるいはアーヴェブロを始めとする18世紀半ばのスウェーデン漁業史の観点から検討した研究を通じて、魚群到来後のスウェーデン西岸地域における漁業部門と水産加工部門に関する発展の一端が明らかにされてきた<sup>10</sup>。

このような研究状況に対して、18世紀スウェーデン漁業政策や漁業法制の問題は、同時期に展開されていた重商主義政策との関連で重要な問題でありながら、その実態や運用問題については十分に検討されてこなかった<sup>11</sup>。スウェーデン航海法研究を始めとするスウェーデン重商主義政策研究では、ヘクシャーを嚆矢として重厚な研究蓄積があり、イングランド重商主義政策との比較研究といった可能性も

7 B. Andersson, *Göteborgs historia näringsliv och samhällsutveckling: Från fästningsstad till handelsstad 1619-1820*, Nerenius & Santérus Förlag, Stockholm, 1996, s. 216.

8 Alexandersson, Bornmalm & Nilson, 2016, s. 173; V. Haneson, "Historisk översikt", i V. Haneson & R. Karl, red., *Bohusfisket*, Jubileumsutställningens publication, Göteborg, 1923, s. 10.

9 Haneson, 1923.

10 当該研究に関するトピックは、ニシンの加工、魚油の生産、樽材や製塩業など多岐に渡っている。特に重要な諸研究については以下を参照せよ。K. Awebro, "Ett bottennapp för Sverige-fisket vid mitten av 1700-talet", i S. Lilja, red., *Leva vid Östersjöns kust: En antologi om natuförutsättningar och resursutnyttjande på båda sidor av Östersjön ca 800-1800*, Södertörns högskola, Stockholm, 2008, s. 227-264; S. Carlén, *Staten som marknadens salt. En studie i institutionsbildning, kollektivt handlande och tidig välfärdspolitik på en strategisk varumarknad i övergången mellan merkantilism och liberalism 1720-1820*, Stockholm University, Stockholm, 1997; L. Dalén, *Den Bohuslänska fiskelägesbygden*, Elanders Boktryckeri Aktiebolag, Göteborg, 1941; P. Hallén, "Hamnens dynamiska 1700-tal. En doft av sill och te, gamla näringar förenas med nya-1760-1815", i L. A. Aldman, red., *Unda maris årsbok 2009-2012 Göteborgs hamn hamnens tre åldrar del I*, Sjöfartsmuseet akvariet Göteborg, Göteborg, 2013, s. 68-89; L. Nilsson, "Det stora sillfisket 1752-1808", i E. Lönnroth, red., *Bohusläns historia: Utarbetad på uppdrag av Göteborgs och Bohus läns landsting*, Almqvist & Wiksell, Stockholm; Göteborg; Uppsala, 1963, s. 149-364; O. Nystedt, *Sillen i Bohuslän: Sillen, sillfisket och sillperioderna i Bohuslän*, Bohusläns museum, Uddevalla, 1994; J. Sandahl, "The Bohuslän Herring Fishery, c 1752-1808", in D. J. Starkey, P. Holm, J. T. Thór, & B. Andersson, eds., *Politics and People in the North Atlantic Fisheries since 1485*, North Atlantic Fisheries History Association, Hull, 2003, pp. 189-202; G. Utterström, "Migratory Labour and the Herring Fisheries of Western Sweden in the 18th Century", *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 7, No. 1, 1959, pp. 3-40.

11 Andersson, 1996, s. 216. 18世紀スウェーデンにおける漁業法制については、例えば以下の研究を参照のこと。I. Göran, *Svensk rättshistoria*, Liber, Malmö, 2011.

含めて様々な面から検討がなされてきた<sup>12</sup>。しかし、重商主義政策と漁業政策との関係性を検討した研究は僅かであり、概説的な理解にとどまらざるを得ないのが現状である<sup>13</sup>。近年の海事史研究や環境史研究の進展とともに、近世ヨーロッパにおける海洋をめぐる問題はより多角的に検討される必要があり、各国の漁業政策の展開過程やイングランド漁業政策がスウェーデン漁業政策に与えた影響などを検討することは、近世ヨーロッパにおける漁業政策の実相を明らかにする上で不可欠な作業といえる。

以上の問題関心をふまえて、本稿では17世紀後半から18世紀中葉の水産資源変動発生以前にスウェーデン王国政府が発布した主な漁業関係法令の分析を通じて、同時期においてスウェーデンが王国内の漁業をどのように管理・振興しようとしていたのか、そしてそのためにいかなる法規定が行われたのかを検討し、近世スウェーデンにおける港湾管理と重商主義政策の実態を漁業史の立場から照射することを目的としたい。

## 1. 大国時代におけるスウェーデン漁業政策

### (1) 1666年のニシン漁業法

既述のように、17世紀中葉のスウェーデンでは同国で活動していた外国人、特にオランダ商人を通じて海運業や漁業に関するノウハウが次第に蓄積されていった<sup>14</sup>。このことは、既述にあるスコーネ地方割譲とともにスウェーデン国内における漁業に関する問題関心を高める契機となった。

このような状況下において、スウェーデン王国政府は自国の漁業を管理、ならびに漁業振興施策を構想し始めるようになっていった。それが具体的な法律として現れたのが、1666年10月13日に発布された「ニシン漁業法」であった<sup>15</sup>。この法律の第1の目的はスウェーデン人による漁業（とりわけニシン漁）を振興すること、第2の目的はスウェーデンにおける水産加工およびその取引についての規制を行うことにあった。この法律は後述する1724年の「漁業法令」にも影響を与えており、17世紀後半以降のスウェーデンにおける漁業政策の基本方針として位置づけることができる。本法律は12の条文で構成され、17世

---

12 この点については、先行研究が膨大にあるため、スウェーデン経済史における重商主義・重商主義政策の展開については以下の文献を参照のこと。L. Magnusson, *Sveriges ekonomiska historia*, Studentlitteratur, Stockholm, 2014.

13 この点は、イングランド漁業史などでも同様であり、当該地域に立脚した研究については以下の諸研究を参照のこと。B. Harris, "Patriotic Commerce and National Revival: The Free British Fishery Society and British Politics, c. 1749-1758", *The English Historical Review*, Vol. 114, 1999, pp. 285-313; A. R. Michell, "The European Fisheries in Early Modern History", in E. E. Rich, & C. H. Wilson, eds., *The Cambridge Economic History of Europe: Vol. 5 The Economic Organization of Early Modern Europe*, Cambridge University Press, London; New York; Melbourne, 1977, pp. 133-184.

14 Alexandersson, Bornmalm & Nilson, 2016, s. 173; Poulsen, 2016, pp. 197-198.

15 Sverige. Kungl. Maj:t, 1666.

紀後半におけるスウェーデン漁業政策の方針を理解する上で不可欠な史料である。そこで、本節では条文の分析を通じて、17世紀後半におけるスウェーデン漁業施策のあり方について検討する。

まず、検討すべき問題はスウェーデン国内における漁業拠点港の指定に関する問題である。第1条ではスウェーデン西岸にある6港をニシン漁業拠点港として指定し、ニシン漁に関わる活動をそれらの港に集中させることとなった。これらの6港ではニシン漁に関する活動、ならびに水産物の販売やそのために必要な施設の設置が認められることとなった<sup>16</sup>。当然のことながら、第2条で規定されているように、この6港以外の港から出港した漁船に対する漁業活動を全面的に禁止したわけではなく、拠点的漁港である6港を超えうる規模の漁業活動に対して制限をかけることとなった<sup>17</sup>。つまり、スウェーデン王国政府にとって漁業の重点地域は北海への接続に容易なスウェーデン西岸地域とされたことが看取される。

次の問題は、水産加工に関する取扱いであった。第4条および第6条において、ニシンの加工および保存を行う際に用いる樽に関する規定がなされた。第4条では、ニシンの加工および梱包を行う際に、その監督・指導を行う監督官 (Inspector) と管理官 (Tilsynsmän) を各港に配置することが規定された<sup>18</sup>。彼らは、ニシンを保存する際の樽の寸法等を管理することなどを行っており、オランダ大漁業委員会と同様に自国におけるニシンの品質管理を目的として設置された役職であると推測できる<sup>19</sup>。そして、樽に詰められたニシンを出荷する際には、検査官 (Wräkiare) の検品を受け、都市の印章を押印する必要があった<sup>20</sup>。この検品の際には検品手数料が発生し、売り手と買い手の双方が折半してその代金を支払うことが第9条で規定された。また、ニシンの輸出関税については、王国外に輸出するものは一樽あたり銀8ウーレ (öre)、王国内へ出荷するものは銀4ウーレの関税を支払わなければならなかった。ただし、上述の6港から出荷されるものについては免税の対象となった<sup>21</sup>。

さらに、第11条では外国人がスウェーデン漁業に関与することへの制限について明記されており、漁

16 対象となった港は、ユーテボリ (Göteborg)、カールヴスンド (Kalvsund)、マーシュトランド (Marstrand)、モールスンド (Mollösund)、グールホルメン (Gullholmen)、リューセシル (Lysekil) の6港である。Sverige. Kungl., Maj:t, 1666.

17 Sverige. Kungl., Maj:t, 1666.

18 Inspektör, Svenska Akademiens ordbok (以下、SAOBと略記), <[https://svenska.se/saob/?id=I\\_0679-0169.w9ou&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=I_0679-0169.w9ou&pz=7)>, (2019/2/12閲覧); Tillsyn, SAOB, <[https://svenska.se/saob/?id=T\\_1311-0125.H4Tn&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=T_1311-0125.H4Tn&pz=7)>, (2019/2/12閲覧).

19 オランダ大漁業委員会の活動については、以下の研究を参照のこと。Poulsen, 2008; R. W. Unger, "Dutch Herring, Technology and International Trade in the Seventeenth Century", *The Journal of Economic History*, Vol. 40, No. 2, 1980, pp. 253-280.

20 この「取締官」の実態については不明な点が多い。SAOBの用例においても17世紀中期における用例は掲載されていない。ただし、18世紀後半においてはSillvrakare という名で用いられている用例があり、漁網で漁獲したニシンを監督する官職であることがうかがえる。この点については、Sillvrakare とSillvrakning の2) をそれぞれ参照のこと。Sill, SAOB, <[https://svenska.se/saob/?id=S\\_02345-0005.do8e&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=S_02345-0005.do8e&pz=7)>, (2019/2/12閲覧).

21 Sverige. Kungl., Maj:t, 1666.

業に従事する者は「我が王国の臣下、もしくはスウェーデンに居住する者を条件とし、そうでない場合には外国人がニシンを漁獲することを許可しない」ということであった<sup>22</sup>。つまり、同時期に施行されていた「関税法令（1645）」などと同様に、スウェーデン漁業政策の方針はスウェーデン人ならびにスウェーデン人による水産業を振興するためにいかなる優遇が望ましいかということが問題となったのである<sup>23</sup>。また、拠点港の指定や水産物の検品検査を行う行政官の創設なども、現時点でその実態は不明な点が多いものの、条文からその一端を窺い知ることができる。

## (2) 1669年の港湾法令

1666年の「ニシン漁業法」の発布後、1669年には「港湾法令」が発布された<sup>24</sup>。40の条文から構成されるこの法令は、港湾内での漁業に関する管理・規制を理解する上での重要な布告である。そこで、以下では条文の分析を通じてスウェーデンにおける港湾内の規制に関する問題を漁業問題と関連づけて検討する。

まず、港湾法令では港湾における治安維持、および漁業行為を安全に行えるようにするために様々な規定が設けられた。このことは、第1条などにあるように他人の漁網を盗むことやそれを勝手に使用した場合には、銀3ウーレの罰金、さらには被告が漁網を損壊させた場合には上記の罰金に加えてその損害補填分を支払うことが規定された。また、その被告は罰金を支払った後には当該区域からの転居を命じられる点も明記された。

漁具以外にも船舶については他の船舶に対する拿捕や破壊行為、あるいは商店に対する破壊行為などを行った者はそれぞれ罰金の対象となることが、第1条、第2条、第5条、第6条、第7条、第8条などで規定されており、漁業に関する所有権の保障を看取することができる。その他にも港湾での犯罪行為や騒動を起こした者は、それぞれ刑罰の対象とされることが明記された。これに加えて、港湾内における治安維持についても様々な規定がなされた。例えば、第26条では、夕方に岸壁に行き、そこで飲酒などの迷惑行為、あるいは石材や木材の投棄などを行ったものについては罰金の対象とされた<sup>25</sup>。

上記のような事件が発生した場合に、その対応にあっていたのが港湾管理官（Hamnefogde）であった。港湾管理官は、後述する1726年の「港湾法令」でも記されているように、各地の港湾および漁村の

---

22 Sverige. Kungl., Maj:t, 1666.

23 1645年の差別関税では、14門以上の大砲が装備されたスウェーデン船籍の船舶は関税免除（helfria）、スウェーデン船籍、あるいは船主がスウェーデン人で装備されている大砲が13門以下の船舶は関税の半額免除（halvfria）、それ以外の船舶には通常通りの関税が課された。L. Müller, “Swedish Shipping Industry: A European and Global Perspective, 1600-1800”, *Journal of History for the Public*, Vol. 6, 2009, pp. 30-47.

24 Sverige. Kungl. Maj:t, Hamnne-Skråå, Förtalet. 1669, (以下, Sverige. Kungl. Maj:t, 1669).

25 Sverige. Kungl. Maj:t, 1669.

監督権限を有する官職である。港湾管理官の職務は、本稿で述べているような魚の梱包に関する監督指導に加えて、漁港や漁村におけるの治安維持や税関業務を主に担当していた<sup>26</sup>。1669年の「港湾法令」第3条にあるように港湾管理官が警笛を鳴らす前の朝、もしくは鳴らした後の晩以降に出港した者については6ウーレの罰金が課されることが明記されており、港湾現場を管轄する重要な役職であることが窺える<sup>27</sup>。また、港湾周辺で事件が発生した場合には、港湾管理官がその損害状況の調査とその損害状況に応じた罰金額の設定を行う立場であったこと、さらに当該地域の法律に基づいて、殺人や暴力行為を行った者を送致するための手続きを行う役割も担っていた。

上記のような港の治安維持に関する取り決めの他に、港湾内の協力体制についても規定された。第23条では、特段の理由がなく港の会合に出席しないものについては、1回目は6ウーレ、2、3回目については6マルク (mark) (港へ3マルク、港湾管理官へ3マルク) の罰金を支払わなければならないことが規定された<sup>28</sup>。また、嵐などが発生した際には、港湾を保護するための活動に従事しなければならない点が規定された。そして、この活動を行った者に対しては、後ほどその活動に対する報酬が支給される旨が記された。

既述のように、港湾管理官の職務は港湾における治安維持の他に、漁業活動に対する管理を行うことも重要な職務の一つであった。まず、漁業を行う上で倉庫の設置などを行う者については、管轄の港湾管理官に対して通知する必要がある (第16条)。漁業を行う際に必要な倉庫の設置などは規制が行われており、次の第17条では「正式な漁村以外で、他の小島において倉庫の建造を行ってはならず、3マルクの罰金となる」と規定されていた<sup>29</sup>。

また、1666年の「ニシン漁業法」でも規定されていたように、水産加工に関する監督指導も港湾管理官にとって職務の一つであったことが第21条の条文から明らかとなる。ここでは、水産物の販売が許可される際に、港湾管理官が梱包作業について立ち会うことで梱包作業における不正の発生を防止しようとしたのである。そして、漁獲の時期について詳細な規定が第31条から第33条にて規定された。例えば、第33条ではラウレンティウスの日 (Larssmessö, 8月10日) からビルギッタの日 (Britamessö, 10月8日) までの期間では、タラ漁は釣り糸 (snöret) を用いて、また北海でのニシン漁については漁網 (garn) を用いて捕獲しなければならないとされた<sup>30</sup>。他にも、小島の周辺における漁業については該当する島の所有者の許可が必要であり、無許可での漁獲行為は2マルクの罰金とされた (第39条)。

26 Hamn, SAOB, <[https://svenska.se/saob/?id=H\\_0201-0025.68SW&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=H_0201-0025.68SW&pz=7)>, (2019/2/9閲覧).

27 Sverige. Kungl. Maj:t, 1669.

28 Sverige. Kungl. Maj:t, 1669.

29 Sverige. Kungl. Maj:t, 1669.

30 Larsmässa, SAOB, <[https://svenska.se/saob/?id=L\\_0225-0110.falq&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=L_0225-0110.falq&pz=7)>; Brittmässa, SAOB, <[https://svenska.se/saob/?id=B\\_4207-0083.W7XM&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=B_4207-0083.W7XM&pz=7)>, (2019/6/21閲覧).

このような港湾の治安管理および漁業行為に関する規定の他に、港湾管理官に対する待遇について第35条から第38条において記された。第35条では、港湾管理官は週2日、漁獲されたニシンの中から好きなニシンを特別価格で購入できる権利を有することや、第38条のようにビール (öl) を販売する場合には一樽 (tunna) あたり1カナ (kanna, 約2.5リットル) のビールを港湾管理官に提供しなければならないとする規定がなされた<sup>31</sup>。このように、1666年の「ニシン漁業法」では規定されてこなかった港湾内の治安に関わる問題が、この「港湾法令」によって具体的に規定されたのである。

このような動きとは別に、王国政府あるいは地方行政内にはオランダ商人に対して便宜を図り、自国にオランダ方式の漁業システムを導入しようとする動きが看取される。例えば、ポールセンが指摘しているように、あるオランダ人商人はオランダに派遣されていたスウェーデン特使に対して、ニシン漁や捕鯨に関する漁業会社をユータボリで設置することを提案していた。本来、この特使には漁業に関する問題を取り扱う権限を有してはいなかったが、その後1667年2月にユータボリに漁業会社を設立することが中央政府によって認可されることとなった<sup>32</sup>。さらに、ユータボリやマーシュトランドでは、当局の主導によってオランダやハンブルクからオランダ人漁師を招聘し、オランダ方式の加工法を現地の漁師に対して教授させた事例がポールセンによって指摘されている<sup>33</sup>。

このように17世紀後半のスウェーデンでは、王国中央政府レベルでの法的整備と地方行政や商人レベルで漁業を振興させるための取り組みが併存している状況にあった。しかしながら、スコーネ戦争(1675-1679)などの影響により本格的な漁船展開を行うことができず、スウェーデンによる漁業奨励施策によってスウェーデン漁業が大きく成長することはなかった<sup>34</sup>。そして、この後にスウェーデン漁業政策が本格的に展開していったのが、大北方戦争(1700-1721, *Stora nordiska kriget*) 終結後の1724年3月17日に発布された「漁業法令」であった<sup>35</sup>。

## 2. 大北方戦争後における漁業政策の展開

### (1) 1724年の漁業法令

大北方戦争が終結する3年前の1718年にスウェーデン国王カール12世が戦死したことを契機として、スウェーデンの政治体制は王国議会 (Riksdag) を中心とする政治体制へと変化していった。この変化

---

31 Sverige. Kungl. Maj:t, 1669.

32 Poulsen, 2016, pp. 198-199.

33 Poulsen, 2016, p. 198.

34 Haneson, 1923, s. 32.

35 漁業政策という点では、1691年に発布された「真珠漁業令」以降の真珠採取に関する諸法令についても言及すべきであるが、本稿では対象外とする。



の中で、大北方戦争の終戦手続と戦後復興に関する構想が行う秘密委員会 (Sekreta utskott) は重要な機能を果たしていった<sup>36</sup>。この構想の中で、漁業の振興問題は食料供給の安定化、さらには産業振興という観点から重視されることとなった。この背景には、スウェーデンにおける輸入過剰の状況を改善し、輸出入均衡を達成するという政策目標の問題があった。このような経緯から、1719年以降漁業政策に関する構想が進められていった<sup>37</sup>。

そして、1724年3月17日に「漁業法令」が発布されることとなった<sup>38</sup>。すでに、ハネソンが指摘しているようにこの法律における重要なポイントは、1) 関税の優遇、2) 兵役徴募の免除、3) 御料地 (Krono-Fogde) における森林伐採の優遇、4) 新たな漁村の開拓の奨励などにある<sup>39</sup>。序文で記されているように、この布告はスウェーデン西部地域における漁業認可、そして王国民による漁業および漁船展開に関する振興を目的とするものであった。

以下では、条文で項目分けされているイングランド沿岸域、デンマーク沿岸域、バルト海それぞれの漁業がどのように規定されたのかを明らかにし、大北方戦争後のスウェーデンにおける漁業政策の方針について検討する。

### ① イングランド沿岸域における規定事項

本法律における第1の問題は、漁業を行う際の各種手数料に関する規定である。第1条では、ニシンの塩漬けを目的とする塩については、輸入関税の免除対象となることが明記された。ただし、貯蔵規則 (Nederlagsordning) に基づき、漁業認可費用として関税額の4分の1%を出港、入港時それぞれ支払わなければならない<sup>40</sup>。

また、外国産ニシンおよび外国製の漁具への対応については第2条、第3条で規定されていた。第2条では、「我が臣下がニシンを漁獲した際に、オランダ産ニシンに適用される関税額の8分の1%を漁業認可費用として支払わなければならない」と規定した<sup>41</sup>。さらに第3条では、外国製の漁具を漁獲行為で使用する場合、帰港の際に認可費用として関税額の8分の1%の支払いが必要であることを規定し、さらには「使用している漁具が明らかに王国内で製作されたものであれば、我々は別途利益を享

36 P.Karonen, "Coping with Peace after a Debacle. The Crisis of the Transition to Peace in Sweden after the Great Northern War (1700-1721)", *Scandinavian Journal of History*, Vol. 33, No. 3, 2008, pp. 203-225.

37 Haneson, 1923, s. 37.

38 Sverige. Kungl. Maj:t Kongl. Maj:ts Nådige Förordning, angående Fiskerierne i Riket. Gifwen Stockholm i Råd-Cammaren den 17. Martii 1724, (以下, Sverige. Kungl., Maj:t, 1724).

39 Haneson, 1923, s. 32-33.

40 史料上において、4分の1%と表記されていることから、本稿においてもそれに準じて表記する。

41 Sverige. Kungl., Maj:t, 1724.

受させる」ことが明記された<sup>42</sup>。これらの規定から明らかなように、王国政府としては自国民による漁獲量を向上させること、また漁具関連産業が十分に発展していない中で、自国の漁具を奨励しようとする動きを確認することができる。

第2の問題は漁船乗組員に対する待遇である。17世紀に展開されていたスウェーデン重商主義政策との関連で、船員養成は重要課題であり、漁船で活動する船員の確保も同様の問題を抱えていた。そのため、第4条において漁業会社にて乗組員登録が完了した後は、平時および戦時において兵員徴募の対象から外されることが規定された<sup>43</sup>。つまり、軍隊への徴募を回避する代わりに、乗組員への参加を促すことを目的とした施策といえよう。

第3の問題は、漁業において必要とされる木材の優遇に関する規定であった。これは第5条にて規定されているように、造船用資材が必要な場合には御料地のオーク森林 (Krono-Ekeskogarne) にて伐採を行うことが許可され、その際に材木業を設立することについても許可が与えられた。ただし、カルマル (Kalmare)、スモーランド (Småland)、ブレーキング (Blekingen) 各地の森林、および艦隊建設需要の高いユテボリ (Göteborg) 周辺にある森林での伐採についてはそのような特権の対象外とした。さらに、伐採作業を行う際には、事前に漁船建造に必要な材木の見積書を管轄する知事 (Landshöfdinge) および海軍将官 (Ammiralitetet) に提出する必要があった。そして、知事と海軍将官による確認後、申請者に対して伐採に関する監督・指導が海軍将官によって行われ、その後に船舶の建造が認められた。この規定は、漁船建造予定の船舶と申告したのにもかかわらず、実際には漁業目的以外の大型船舶が建造されるようなことを防ぐことを目的としていた。そして、このルールを遵守するために、漁業関係者が海軍将官に対して寄附等の支払を禁止し、不正が発生しないようにすることも明記された<sup>44</sup>。これらの手続を行った後に、知事から漁船建造の認可を受け、適正価格による支払と材木業に対する支払を申請者が行うこととなった。

## ② デンマーク沿岸域における規定事項

デンマーク周辺でのタラ漁については、イングランド沿岸域での規定と同様に、貯蔵規則に基づく塩の関税は、入港時に4分の1%、出港時に4分の1%の支払が義務づけられた。一方で、入港時および出港時における認可費用については具体的な数値はないものの、漁場から最も近い場所では僅かながらではあるが関税の免除が発生することが明記されている。そして、この免除をめぐる不正が発生する

---

42 Sverige. Kungl., Maj:t, 1724.

43 Sverige. Kungl., Maj:t, 1724.

44 Sverige. Kungl., Maj:t, 1724.

ことがないよう第2条で注意書きがなされている<sup>45</sup>。

乗組員に関する待遇は同様であり、乗組員登録が行われた乗組員は、戦時や平時を問わず徴募の対象外となることが明記されることとなった。そして、漁船建造についてはイングランドと異なる規定が記されている。まず、同地で活動する漁業関係者が船舶を建造するにあたって、国内の森林伐採を4年間自由に行うことを認めたのである。そして、その伐採にあたってはイングランド沿岸域の規定に記された第5条に基づき、カルマル、スモーランド、ブレーキング、ユーテボリ周辺の森林を伐採することを禁止した。さらに、漁船建造に必要な資材よりも多く森林を伐採した場合には刑罰の対象となることも規定されたのである。もし、漁船建造を目的としない伐採が多く行われた場合には、銀100ダーラを期日までに管轄する知事までに罰金としてを支払わなければならないことが明記されたのである<sup>46</sup>。

### ③ バルト海における規定事項

バルト海ではタラ (Torsk) やサバ (Makrill) などの漁獲行為に関する規定が明記されている。ここでは、上記の規定と同様に2年間の森林伐採における優遇が第2条において規定されている。さらに、漁船利用以外を目的とする森林伐採が発覚した場合には管轄する知事の監督の下で銀100ダーラの罰金が発生することについても記されている。

最後に、航行中・漁獲中における漁船の保護についても明記がなされている。つまり、平時・戦時を問わず漁船を保護する護送船の提供を希望する者は、商務顧問会議 (Kommerskollegium) に対して報告が必要であることが明記された。そして、イングランド周辺における漁業については漁業が適正に行われるために必要な情報、および漁業実施による結果を商務顧問会議に対して報告することが義務づけられることになった。さらに、このような漁業活動の拠点となる漁村の建設についても整備が必要であったことから、知事の要請に基づき、漁村として適切な場所がある場合には、新たな漁村を建造することが許可された<sup>47</sup>。

以上より、この漁業法令では、それまでスウェーデン漁業において解決すべき問題であった漁船数の増加および漁業従事者の増加を意図して制定されたものであった。だからこそ、船舶建造については王国直轄の森林で伐採を行う際の費用を免除し、船員については船員従事者を軍隊の徴募対象外にすることで漁業従事者の増加を目論んだのである。このような自国の船舶および乗組員を優遇し、自国の海運

---

45 Sverige. Kungl., Maj:t, 1724.

46 1ダーラ (daler) は、4マルク (mark)、32ウーレ (öre) あるいは768ペニング (penningar) に換算される。  
L. O. Lagerqvist, *Vad kostade det?: Priser och löner från medeltid till våra dagar*, Scandbook AB, Falun, 2015, s. 82, 125.

47 漁村設立に関する研究については、Dalén, 1941. を参照のこと。

業を発展させようとする政策は17世紀中葉から行われていた重商主義政策と同様の方向性にあった。この法律が公布された8ヶ月後の11月にはスウェーデン航海法（Produktplakatet）が公布され、海運業においても自国海運業や造船業を奨励するための方針が打ち出された。したがって、大北方戦争後のスウェーデンでは海洋政策の総合的な整備が進展していったこと、そしてこのような海運業や漁業の振興が経済政策上の重要な問題であった。

この漁業法令とともに漁業政策上重要な法令が、1726年3月1日の「港湾法令」であった。次節では、この法令を具体的な規定を検討し、特に港湾内における漁業の諸規定について明らかにしたい<sup>48</sup>。

## (2) 1726年の港湾法令

1726年3月1日に公布された港湾法令は、1724年3月17日に公布された漁業法令に基づいて、スウェーデン王国内の港湾における諸規定、特に漁業に関係する具体的な規定を行った規則である。序文に記されているように、王国漁業および漁村において適切な活動を保障および振興すること、そして1669年の港湾法令の際に見逃されていた、もしくは改善すべき内容について規定することを目的とする法令であった<sup>49</sup>。スウェーデン周辺の漁村や群島で発生する犯罪への対処に関する20の規定が記されている。本法令を分析することは、1724年の漁業法令と併せて参照することによって、自由時代における漁業行政の実態を明らかにする上で不可欠である。そこで、以下では条文の分析を通じて漁業および漁村を維持・振興する上での取組について明らかにする。

条文の内容に入る前に、漁村の秩序を維持するために設置された海事裁判所（Hamne-Rätten）の存在について確認したい<sup>50</sup>。海事裁判所は、スウェーデンの漁村において発生した事件等について審問や調停を行う特別裁判所である<sup>51</sup>。海事裁判所での審問が終了後、その審問内容はその地域を管轄する下級裁判所（Ordinarie Domstol）へと送達され、最終的な判決が下される仕組みとなっている。

そして、このような港湾の治安や漁業活動の監督指導を行うのが港湾管理官であった。既述の通り、港湾管理官は港湾や漁村の治安維持、魚の梱包などの作業に関する検査などを主な職務としていた。この港湾管理官は、港湾法令の第20条に基づき、当該地域の漁村や漁業従事者達の指名を通じて候補者が選出され、当該地域の知事による承認のもとで活動を行うこととなった。港湾法令の条文には、第1に漁業に関する規則（第3～8、16～18条）、第2に港湾や漁村における規則（第1～2、9～16条）に大

---

48 Sverige. Kungl. Maj:t Kongl. Kongl. Maj:ts Förnyade Hamn-Ordning. Gifwen Stockholm i Råd-cammaren den 1. martii. år 1726, (以下, Sverige. Kungl., Maj:t, 1726).

49 Sverige. Kungl., Maj:t, 1726.

50 Hamn, SAOB, <[https://svenska.se/saob/?id=H\\_0201-0025.68SW&pz=7](https://svenska.se/saob/?id=H_0201-0025.68SW&pz=7)>, (2019/2/12閲覧).

51 Sverige. Kungl., Maj:t, 1726.

別することができる。以下では、それぞれの観点からいかなる規定がなされていたのかを確認する。

まず、漁業行為に関する規則では、漁船や漁具の取扱についての規定がなされた。例えば、第3条では指定された場所以外に漁網（garn）を設置した者は元の場所に戻さなければならず、銀3マルクの罰金とその際に発生した損害を支払わなければならないことが記されている<sup>52</sup>。また、第5条においても、他の者の船舶や漁具を損害しようとする者、もしくは許可なくそれらを利用しようとするものは、銀2マルクの罰金とその際に発生した損害の補填を行わなければならないことが記されている<sup>53</sup>。このように、各自の漁獲行為の保障を第3条から第5条で規定することとなった。さらに、指定された用具以外で漁獲した場合にも罰金が課された<sup>54</sup>。

そして、第6条では窃盗に関する具体的な罰則規定が記される。他の人々の漁船、あるいは漁具を窃盗する、もしくは消失させるようなことが何度も行われた場合には銀60ダラーの罰金が課されることとなり、その罰金は被害者へと送られることとなった。そして、初犯および再犯については銀60ダラーの罰金、三度目については逮捕され、法律にしたがって刑罰が執行されることとなる。このような窃盗罪に関して、海事裁判所はその窃盗に関する審問を行い、その内容を下級裁判所に送達し、下級裁判所裁判官によって判決が下されることとなる。また、このような窃盗者に対しては、当該漁村がその者を受け入れられることがない者としてそこからの追放についても明記された(第6条, 第7条)。このように、港湾や漁村における活動を適正に行うために、その活動と漁具の所有権を保障することが明確に規定されることとなった。

そして、第17条と第18条では水産物の梱包に関する規定が記される。第17条では、広場や漁港で梱包作業が行われる場合には、港湾管理官の立ち会いの下で塩漬けや梱包に関する十分な検査が行われることが明記されている。検査の結果、不適切であることが判明した者に対しては銀40マルクの罰金が課された。また、漁村から内陸部および港湾都市へと販売される全ての水産物は所有者の目印が刻まれて出荷されなければならなかった。これ以外の方法で販売したことが発覚した場合には、その商品が没収されることとなった。

港湾や漁村における治安の維持は、漁業に関する規則として同様に重要な問題であった。例えば、第13条では、喧嘩が発生した際に、港湾管理官が仲裁を行っても、それを続けようとする者は銀40マルクの罰金が課された<sup>55</sup>。また第14条では、酩酊状態などで港の岸壁に行った者や丸太や石材を不法投棄すること、さらにはそのような場所で騒動を起こし怪我を与えるようなことをした者は初犯について

---

52 Sverige. Kungl., Maj:t, 1726.

53 Sverige. Kungl., Maj:t, 1726.

54 Sverige. Kungl., Maj:t, 1726.

55 Sverige. Kungl., Maj:t, 1726.

は6マルク、二度目と三度目については12マルクの罰金を支払わなければならなかった。そして、それ以上行った者については当該港からの追放されることが規定された。

このように1724年の「漁業法令」および1726年の「港湾法令」によって、大北方戦争終結後のスウェーデン漁業における管理体制が明確に記されることとなった。さらに、1734年の「王国法」においても漁業の管理に関する問題が明記されることとなった。

### (3) 1734年王国法における漁業の取扱い

1734年の王国法 (Rikslag) は、現代スウェーデン王国の法律を基礎づける最初の統一的な法典である。同法の開拓法 (Byggningsbalken) の第17条「漁場での船舶利用」、および第18条「国王および一般の漁業」ではスウェーデン漁業に関する諸規則が規定されている<sup>56</sup>。

第17条では主に漁場における諸活動の規定についてまとめられている。まず、第1項では漁獲および漁獲の際に必要な漁具の利用に関する規定が記されている。王国政府は、漁獲および漁具の製造や利用を認めること、そして漁具については当該地域の裁判所の認可のもとで漁村における漁具の共同利用について認めたのである。また、このような漁村内での共同利用が困難な場合には、裁判所の指導のもとで漁業の実行および漁具の利用に関する命令を行えることが第2項で規定された。

さらに、漁場利用に際しては、籠や網を放置したままにすること、あるいはヤスや他の漁具を持参した場合については銀3ダラーの罰金が課されることが第3項で規定された。特に、魚の産卵場所で同様のことを行った場合には銀6ダラーの罰金が課され、被告人は漁獲の権利を失うこととなった。さらに、他の漁場で同様のことを行った場合には、銀5ダラーの罰金が課され、産卵場所では銀10ダラーの罰金となった。そして、御料地およびその水路における漁具の設置等については禁止され、漁具の没収および銀10ダラーの罰金、さらにその際の損害費用の補填を行わなければならなかったのである。

このような御料地に関する規定は第18条においても規定がなされている。まず、第1項では国王の命令に基づく許可や同意なくして、国王管轄の海、河川、小川、湖水における漁獲行為は許可されておらず、もし許可なく行った場合には処罰の対象とされ、銀50ダラーの罰金を国王に支払い、違反者の漁業権が喪失するというものであった。一方で、国王の公的な漁村および群島の土地での漁業は許可が行われた。

---

56 Sveriges Rikes Lag Gillad och antagen på år 1734, 1736, s. 126-128. なお、byggningの訳語だが、この部の内容自体が農業に関する条項が中心であるものの漁業などの内容も含んでいることから、SAOB等を参照しつつ「開拓」と訳語にした。詳しくはSAOBのByggningを参照のこと<[http://www.saob.se/artikel/?show=byggning&unik=B\\_4445-0385.M5p2&pz=3](http://www.saob.se/artikel/?show=byggning&unik=B_4445-0385.M5p2&pz=3)> (2019/2/12閲覧)。また、balkは、法の主要区分を意味する。萩原は「部」と訳しており、例えばrättegångsbalkは「訴訟手続法の部」と訳されている。しかしながら、本稿では便宜上balkを「法」として訳すこととする。萩原金美「スウェーデン法訳語集(1)」、『神奈川法学』第37巻、第2・3号、2005年、475ページ。

裁判所を通じて裁判管区および教区における漁村の建造およびその活動を認めることとなった。また、設立認可を受けた商店については税金によってその設立を支援することが明記された。一方で、無認可での漁業については漁具の没収と銀3ダラの罰金が科されることとなったのである。このように、国王が直轄する海、湖沼、河川とそれ以外における漁業活動についての線引きが明確に規定されることとなった<sup>57</sup>。

以上のように、18世紀前半までにスウェーデン漁業に関する大まかな法的枠組が整備された。それは、スウェーデン周辺海域における漁業行為に関する管理にとどまらず、スウェーデン人による漁業を発展させるための振興施策なども含まれるものであった。

## おわりに

以上のように、17世紀中葉から18世紀前半にかけてスウェーデンの漁業政策は、同時期に展開されていた重商主義政策と軌を一にする形で展開されることとなった。この時期におけるスウェーデン漁業政策の主な取組は、第1に漁船増加・船員養成を目的とする公的支援、第2に漁港や漁村における治安維持、第3にスウェーデン人が加工した水産物に対する優遇策の三点をあげることができる。

本稿で検討した史料の分析を通じて、同時期におけるスウェーデン漁業政策は自国産業を保護し、海外水産物の輸入割合を減少させることを目指していたことが明らかとなった。したがって、近世スウェーデンにおける漁業政策は、海運業に対する施策と同様に重商主義的な政策が推進されていたといえる。スウェーデン経済史研究において、重商主義政策研究はヘクシャーを嚆矢として重厚な研究史があり、近年でも塩や綿布といった商品に着目してその政策や取引に関する展開を検討した研究が存在する<sup>58</sup>。しかしながら、漁業についてはハネソンのようにボーヒュースレーンを始めとするスウェーデン西部に焦点を絞った漁業史研究がほとんどであり、政府による全国的な漁業政策という観点からより詳細な検討を行う必要がある。

また、港湾法令の分析を通じて、スウェーデンにおける港湾管理、あるいは水産物の「品質」管理について一定程度明らかになった。これまで、スウェーデン経済史・塩業史の観点から、塩の品質が水産加工において重要な問題であったことは指摘されてきたが、そもそも水産加工やそのための規定については十分に議論されてこなかった。今後、この点を明らかにすることは、食生活史の観点から見ても重要な課題であるといえる。

---

57 Görän, 2011, s. 187.

58 Aldman, L-A., *En merkantilistisk början: Stockholms textila import 1720-1738*, Uppsala Universitet, Uppsala, 2008 ; Carlén, 1997.

今後、当該研究に関して検討すべき問題は、以下の3点であると考えている。第1にこのような王国政府による漁業政策が地方（特に、これまで焦点とされてきたユーテボリ・ボーヒュースレーン以外）に対してどのような影響があり、それに対してどのように適応していったのか。第2に魚群出現後の漁業政策との比較の中で17世紀半ばから18世紀前半のスウェーデン漁業政策をどのように位置づけるのか、第3にイングランドを始めとする各国の重商主義政策や漁業政策の取組がスウェーデン漁業政策においてどのように取り込まれていったのか影響について考察を行うことが必要であるといえる。しかし、これらの問題については別稿に譲ることにして擱筆したい。

[謝辞] 本研究は、一般財団法人財団せせらぎ（平成29年度第3回研究助成）による研究成果の一部である。

#### 参考文献

##### [一次史料]

##### スウェーデン国立図書館（Kungliga biblioteket）

- [1] Sverige. Kungl. Maj:t Kongl. Mayst:tz Placat och Påbudh, Angående ett Reglement, som widh Sillefisket i acht tagas och observeras skal. 1666.
- [2] Sverige. Kungl. Maj:t Hampnne-Skråå, Förtalet. 1669.
- [3] Sverige. Kungl. Maj:t Kongl. Maj:ts Nådige Förordning, angående Fiskerierne i Riket. Gifwen Stockholm i Råd-Cammaren den 17. Martii 1724.
- [4] Sverige. Kungl. Maj:t Kongl. Maj:ts Nådige Förordning Angående De Fremmandes Fahrt på Sverige och Finland. Dat. Stockholm i Råd-Cammaren den 10. Nov. 1724.
- [5] Sverige. Kungl. Maj:t Kongl. Kongl. Maj:ts Förnyade Hamn-Ordning. Gifwen Stockholm i Råd-cammaren den 1. martii. åhr 1726.

##### ウプサラ大学附属図書館（Uppsala universitetsbibliotek）

- [6] Sveriges Rikes Lag Gillad och antagen på åhr 1734, 1736.

##### [二次文献]

- [7] Aldman, L-A., *En merkantilistisk början: Stockholms textila import 1720-1738*, Uppsala Universitet, Uppsala, 2008.
- [8] Alexandersson, H., Bornmalm, L., & Nilson, T., “5. Fiske” , i Ekström, S., Müller, L., & Nilson, T., red., *Sjövågen till Sverige: Från 1500-talet till våra dager*, Universus Academic Press, Malmö, 2016, s. 161-208.
- [9] Andersson, B., *Göteborgs historia näringsliv och samhällsutveckling: Från fästningsstad till handelsstad 1619-1820*, Nerenius and Santérus Förlag, Stockholm, 1996.
- [10] Awebro, K., “Ett bottennapp för Sverige-fisket vid mitten av 1700-talet”, i Lilja, S., red., *Leva vid Östersjöns kust: En antologi om natuförutsättningar och resursutnyttjande på båda sidor av Östersjön ca 800-1800*, Södertörns högskola, Stockholm, 2008, s. 227-264.
- [11] Carlén, S., *Staten som marknadens salt. En studie i institutionsbildning, kollektivt handlande och tidig*



- välståndspolitik på en strategisk varumarknad i övergången mellan merkantilism och liberalism 1720-1820*, Stockholm University, Stockholm, 1997.
- [12] Dalén, L., *Den Bohuslänska fiskelägesbygden*, Elanders Boktryckeri Aktiebolag, Göteborg, 1941.
- [13] Göran, I., *Svensk rättshistoria Liber*, Malmö, 2011.
- [14] Hallén, P., “Hamnens dynamiska 1700-tal. En doft av sill och te, gamla näringar förenas med nya-1760-1815”, i Aldman, L. A., red., *Unda maris årsbok 2009-2012 Göteborgs hamn hamnens tre åldrar del I*, Sjöfartsmuseet akvariet Göteborg, Göteborg, 2013, s. 68-89.
- [15] Haneson, V., “Historisk översikt”, i Haneson, V., & Rencke, K. red., *Bohusfisket*, Jubileumsutställningens publication, Göteborg, 1923, s. 7-75.
- [16] Harris, B., “Patriotic Commerce and National Revival: The Free British Fishery Society and British Politics, c. 1749-1758”, *The English Historical Review*, Vol. 114 1999, pp. 285-313.
- [17] Höberg, S., *Utrikeshandel och sjöfart på 1700-talet : Stapelvaror i Svensk export och import 1738-1808*, Berlingska Boktryckeriet, Lund, 1969.
- [18] Karonen, P., “Coping with Peace after a Debacle. The Crisis of the Transition to Peace in Sweden after the Great Northern War (1700-1721)”, *Scandinavian Journal of History*, Vol. 33, No. 3, 2008, pp. 203-225.
- [19] Lagerqvist, L. O., *Vad kostade det ? : Priser och löner från medeltid till våra dagar*, Scandbook AB, Falun, 2015.
- [20] Magnusson, L., *Sveriges ekonomiska historia*, Studentlitteratur, Stockholm, 2014.
- [21] Michell, A. R., “The European Fisheries in Early Modern History”, in Rich, E. E., & Wilson, C. H., eds., *The Cambridge Economic History of Europe: Vol. 5 The Economic Organization of Early Modern Europe* Cambridge University Press, London; New York; Melbourne, 1977, pp. 133-184.
- [22] Müller, L., “Swedish Shipping Industry: A European and Global Perspective, 1600-1800”, *Journal of History for the Public*, Vol. 6, 2009, pp. 30-47.
- [23] Nystedt, O., *Sillen i Bohuslän: Sillen, sillfisket och sillperioderna i Bohuslän*, Bohusläns museum, Uddevalla, 1994.
- [24] Poulsen, B., *Dutch Herring an Environment History, c. 1600-1860*, Aksant, Amsterdam, 2008.
- [25] Poulsen, B., “Imitation in European Herring Fisheries, C. 1550-1860”, *Scandinavian Journal of History*, Vol. 41, No. 2, 2016, pp. 185-207.
- [26] Robinson, R., “The Fisheries of Northwest Europe, c. 1100-1850”, in Starkey, D. J., Thór, J. T., & Heidbrink, I., eds., *A History of the North Atlantic Fisheries Volume 1: From Early Times to the Mid-Nineteenth Century*, Verlag H. M. Hauschild GmnH, Bremen, 2009, pp. 153-155.
- [27] Svenska Akademiens Ordbok, <<http://www.saob.se/>> (2019/6/21閲覧).
- [28] Unger, R. W., “Dutch Herring, Technology and International Trade in the Seventeenth Century”, *The Journal of Economic History*, Vol. 40, No. 2, 1980, pp. 253-280.
- [29] Utterström, G., “Migratory Labour and the Herring Fisheries of Western Sweden in the 18th Century”, *Scandinavian Economic History Review*, Vol. 7, No. 1, 1959, pp. 3-40.
- [30] de Vries, J., & van der Woude, Ad., *The First Modern Economy: Success, Failure and Perseverance of the Dutch Economy, 1500-1815*, Cambridge University Press, Cambridge; New York, 1997, [大西吉之／杉浦未樹訳『最初の近代経済：オランダ経済の成功・失敗と持続力1500-1815』名古屋大学出版会，2009年]。
- [31] Åke, H., “Perioden 1550-1880”, i Lönnroth, E., red., *Bohusläns historia: Utarbetad på uppdrag av Göteborgs och Bohus läns landsting*, Almqvist & Wiksell, Stockholm; Göteborg; Uppsala, 1963, s. 149-364.
- [32] 根本聡「近世スウェーデン王国のステーブル都市体系とストックホルムの首都化過程」, 『市場史研究』第27号, 2007年, 33-55ページ。
- [33] 萩原金美「スウェーデン法訳語集(1)」, 『神奈川法学』第37巻, 第2・3号, 2005年, 429-495ページ。

- [34] 古谷大輔「バルト海帝国の集塊と地域の変容－スコーネの編入とスコーネ貴族の戦略」, 古谷大輔, 近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社, 2016年, 136-157ページ。